

ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 ふじみ野市情報公開条例(平成17年ふじみ野市条例第8号)第14条第2項、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及びふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年ふじみ野市条例第 号)第46条の規定による諮問に応じて審査するため、ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が<u>招集する</u>。</p> <p><u>2 会長は、会議の議長となる。</u></p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。以下同じ。)</u>に対し、開示決定等に係る情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、提示された情報の開示を求めることができない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 ふじみ野市情報公開条例(平成17年ふじみ野市条例第8号)第13条第2項及びふじみ野市個人情報保護条例(平成17年ふじみ野市条例第9号)第21条第2項の規定に基づく諮問に応じて審査するため、ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が<u>招集し、会議の議長となる</u>。</p> <p><u>2～4</u> (略)</p> <p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、提示された情報の開示を求めることができない。</p> <p>2～4 (略)</p>

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 ふじみ野市情報公開条例(平成17年ふじみ野市条例第8号。次条において「公開条例」という。)に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年ふじみ野市条例第 号。次条において「議会個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の円滑な運営を促進するため、ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、公開条例第18条第2項、ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年ふじみ野市条例第26号)第8条及び議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p><u>2・3</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。</p> <p><u>2</u> 会長は、会議の議長となる。</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>(意見聴取等)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 ふじみ野市情報公開条例(平成17年ふじみ野市条例第8号。次条において「公開条例」という。)に基づく情報公開制度及びふじみ野市個人情報保護条例(平成17年ふじみ野市条例第9号。次条において「保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の円滑な運営を促進するため、ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申する。</p> <p><u>2</u> 審議会は、保護条例の規定により実施機関が審議会に通知することとされた事項の通知を受けるものとする。</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p><u>2～4</u> (略)</p> <p>(意見聴取等)</p>

第7条 審議会は、審議のため必要と認めるときは、実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。)の職員その他の関係者に対し、出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第7条 審議会は、審議のため必要と認めるときは、関係実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。